

茨木市防災士育成事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、防災士の資格の取得を促進する事業に対し、市が補助金を交付することにより、地域防災の担い手を育成し、もって地域コミュニティの活性化及び地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「防災士」とは、自助、共助及び協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を修得した者として、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）により認証の登録を受けた者をいう。

2 この要綱において「資格の取得」とは、日本防災士機構による防災士としての認証の登録を受けることをいう。

(補助対象)

第3 補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する者による資格の取得に関する事業とする。

- (1) 本市に住所を有する市内の自主防災組織の構成員
- (2) 所属する自主防災組織の会長から推薦された者
- (3) 資格の取得が可能な講座を受講し、資格の取得をしようとする者（防災士資格取得特例者を含む。）
- (4) 資格の取得後、地域における防災の中心的な担い手として市内の自主防災組織で活動する意思のある者
- (5) 資格の取得をした旨の情報を市長が市内の自主防災組織に提供することに同意する者

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、第6の規定による申請を行った日の属する年度中に支払った次に掲げるものとする。

- (1) 防災士研修講座受講料（消費税の額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士認証登録申請料
- (4) 防災士教本代

(補助金額)

第5 補助額は、第4各号に掲げる補助対象経費のうち、資格取得に要した額とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市防災士育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 防災士研修講座の受講を証する書類
- (2) 第4に規定する補助対象経費を確認できる書類
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 推薦書(様式第3号)

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市防災士育成事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(変更の申請等)

第8 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において事業の内容を変更しようとするときは、第6に準じて茨木市防災士育成事業補助金交付変更承認申請書(様式第5号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第7に準じて決定の内容を変更し、茨木市防災士育成事業補助金変更承認通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第9 補助金の交付の決定を受けた者は、資格の取得後、茨木市防災士育成事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) 第4に規定する補助対象経費の支払を証明する書類

(補助金額の確定等)

第10 市長は、第9の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市防災士育成事業補助金確定通知書(様式第8号)により報告書を提出した者に通知する。

(補助金の交付請求)

第11 第10の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市防災士育成事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第12 市長は、第11の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認

めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(検査)

第13 市長は、補助金の執行の適正に期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第14 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第15 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第16 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第17 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び市が実施する防災に関する施策に協力しなければならない。

(市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。